

編集発行人 税理士 細見 秀樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

法人税

★ 中小企業の賃上げ促進税制

Q. 中小企業の賃上げ促進税制が改正されたそうですが、どのようになったのですか？

A. 中小企業向け賃上げ促進税制は、令和4年の税制改正で次のように改正され、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度(個人事業者は令和5年分)に適用されることとなっています。

中小企業向け賃上げ促進税制とは、中小企業等が前年度より給与等を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税(個人は所得税)から税額控除できるという制度です。

【制度の概要】

① 通常要件

雇用者給与等支給額が前年度と比べて1.5%以上増加している場合は、控除対象雇用者給与等支給増加額の15%を税額控除

② 上乗せ要件

雇用者給与等支給額が前年度と比べて2.5%以上増加している場合は、税額控除率を15%上乗せ

③ 上乗せ要件

教育訓練費の額が前年度と比べて10%以上増加している場合は、税額控除率を10%上乗せ

【改正点】

① 上乗せ要件が簡素化され、控除率が引上げ(控除率最大40%)られた。

② 教育訓練費の明細書の添付義務が保存義務となり、経営力向上要件が廃止された。

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/pdf/chinagesokushinzeiseipr20220506.pdf>

消費税

★ インボイスに不備や間違いがあった場合

Q. インボイスに不備や間違いがあった場合、どうしたらいいのですか？

A. インボイス制度では、売り手である適格請求書発行事業者が交付したインボイスの記

載事項に不備や誤りがあった場合は、売り手の事業者は買い手の事業者に対して修正したインボイスを交付しなければならないとされています。

つまり、交付されたインボイスに不備や誤りがある場合は、原則として、買い手が売り手に対してインボイスの修正を求めて正しい内容が記載されたインボイスを交付してもらわなければならないと、買い手がそのインボイスに追記したり修正したりすることはできないこととなっています。

ただし、記載内容に誤りがあった場合に買い手が正しい内容を記載した仕入明細書などの書類を作成し、売り手に交付して確認を受けると、その仕入明細書等は修正インボイスとすることが認められることとなっています。

売り手への修正インボイスの交付方法には、次のような方法があります。

- ① 誤りがあった事項を修正し、改めて記載事項の全てを記載したものを交付する方法
- ② 当初に交付したものと関連性を明らかにし、修正した事項を明示したものを交付する方法

なお、修正箇所を売り手、買い手でそれぞれ修正することは認められません。

消費税は同一の取引で払った消費税ともらった消費税が一致しなければなりません。

双方の消費税の金額を確認して承認することが必要になってきます。

所 得 税

★ 財産債務調書制度の見直し

Q. 財産債務調書制度が見直されたそうですが、どのようになったのですか？

A. 令和4年の税制改正で、令和5年分以後の財産債務調書の提出義務者や提出期限などが次のように見直されました。

① 財産債務調書の提出義務者

- ・ その年分の退職所得を除く各種所得の金額の合計額が2,000万円を超え、12月31日において、3億円以上の財産又は1億円以上の国外転出特例対象財産（有価証券、未決済信用取引等）を有する者
- ・ その年の12月31日において、その合計額が10億円以上の財産を有する者

② 提出期限

その年の翌年の6月30日（改正前は3月15日）

③ 事業用の未収入金の記載

300万円（同100万円）未満のものは件数及び総額で記載することができます。

④ 借入金や未払金

用途を問わず、300万円（同100万円）未満のものは件数及び総額で記載することができます。

⑤ 家庭用動産

取得価額が300万円（同100万円）未満のものは記載を省略することができます。

⑥ 預貯金口座

一口50万円未満の預貯金は、記載を省略することができます。

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/zaisan_saimu/pdf/zaisan_leaflet.pdf

そ の 他

★ スマホで取引している場合の電子データの保存

Q. スマホで取引をしている場合の電子データの保存はどうしたらいいですか？

A. スマートフォンで授受した領収書等データも、電子取引の取引情報に該当するため、要件を満たして保存する必要があります。

したがって、例えば、スマートフォン内やクラウドに保存したデータに通し番号等を付した上で保存し、スマートフォン内の表計算ソフトウェアで索引簿を作成するなどにより検索機能を確保するとともに、「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」を作成し備え付けておくなどの対応が必要になります。

また、電子取引データの保存要件には電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタの備付けも含まれているところ、保存に用いているスマートフォンがあれば、電子計算機、プログラム、ディスプレイの備付けに係る要件は充足していることとなります。

また、プリンタについても、基本的には納税地等に備え付けておく必要がありますが、税務調査等があった時点においてプリンタを常設していない場合であっても、近隣の有料プリンタ等により税務職員の求めに応じて速やかに出力するなどの対応ができれば、プリンタを常設していないことのみをもって保存要件違反として取り扱われることはありません。

https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021006-031_03.pdf

★ キャッシュレス納付

Q. 国税を納付する方法にキャッシュレス納付があるそうですが、どのような方法があるのですか？

A. キャッシュレスで国税を納付する方法には、次の方法があります。

① ダイレクト納付

e-Taxで申告をした後、預貯金口座から即時又は指定した期日に口座引き落としにより国税を電子納付する方法です。e-Taxにより届出書を提出する必要があります。

② 振替納税

納税者の預貯金口座から口座引き落としにより、国税を納付する方法です。利用するには、事前に税務署又は引き落としをする預貯金口座の金融機関へ依頼書を提出するか、e-Taxで依頼書を提出する必要があります。振替納税の取りやめ依頼をしない限り、ずっと振替納税が行われます。

③ インターネットバンキング

インターネットバンキングやATM等により国税を納付する方法です。利用するには、事前に税務署にe-Taxの利用開始手続きを行う必要があります。

④ クレジットカード納付

インターネット上でクレジットカードを利用して国税庁長官が指定した納付受託者へ国税の納付を立替払いを委託することにより国税を納付する方法です。納付額に応じた決済手数料がかかります。